



市税

市税についてのお問い合わせ

●市税事務所

☎…右☎ 所在地…84☎
地図…64☎、72☎、74☎、80☎

市税には、市民税、固定資産税、軽自動車税などがあります。個人市民税の課税内容は、お住まいの区を所管する市税事務所市民税課へ、固定資産税(都市計画税を含む)の課税内容は、資産の所在する区を所管する市税事務所(ただし、償却資産は中央市税事務所)固定資産税課へ、軽自動車税の課税内容は、中央市税事務所軽自動車税係へお問い合わせください。なお、事故や病気、失業、倒産などで、納期限までに市税の納付が困難な場合には、市税事務所納税課へ相談してください。

主な市税の納期

●市税事務所(同上)納税課

税の種類	納付する月
市・道民税 (普通徴収分)	6月、8月、10月、1月
固定資産税 (都市計画税を含む)	4月、7月、9月、12月
軽自動車税	5月

市・道民税(普通徴収分)、固定資産税、軽自動車税は、インターネットを使ってクレジットカードでも納められます(納付書ごとに、インターネット上でカード決済していただくのもので、納付額に応じた手数料がかかります)。

住所変更したときの届け出

●市税事務所(同上)固定資産税課

市内に土地、家屋、償却資産を所有している方が住所を変更したときは、資産の所在する区を所管する市税事務所(ただし、償却資産については中央市税事務所)固定資産税課への届け出が必要です。届け出は、電話か土地・家屋の納税通知書に同封の返信届で行ってください。市役所ホームページからも手続きできます。

税の証明・固定資産課税台帳の閲覧が必要なとき

●市税事務所納税課

☎…右☎ 所在地…84☎
地図…64☎、72☎、74☎、80☎

①納税証明②課税証明③所得(市・道民税)証明④固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価証明⑤固定資産課税台帳の閲覧—が必要な方は、印鑑(個人の方は不要)と身分証明書(運転免許証などの官公署発行の写真付き証明書)を持参の上、市税事務所納税課か市役所2階税の証明窓口(☎211-2233)へ請求してください。

各区役所(市税の証明窓口)と出張所では、個人の所得(市・道民税)証明、個人の市・道民税の課税証明・納税証明、個人の固定資産税の課税証明・納税証明に限り、取得可能です。

■証明請求の手続き

手数料は1税目・1年度ごとに400円。評価証明・閲覧は、1年度ごとに、1筆または1棟につき400円です。

代理の方が請求する場合は、委任状と身分証明書(運転免許証などの官公署発行の写真付き証明書)を持参してください。

写真付き証明書を提示できない場合は、保険証、年金手帳などの複数提示が必要です。

軽自動車・バイクなどを取得、廃車、譲渡したときの申告

●中央市税事務所軽自動車税係

☎…右☎ 所在地…84☎ 地図…64☎

軽自動車・バイクなどを取得したとき、廃車、譲渡、盗難などで所有しなくなったとき、または転入・転出などの住所変更があったときは必ず申告してください。

車種	申告場所
原動機付自転車(125cc以下のバイク) ミニカー(50cc以下の三輪、四輪車) 小型特殊自動車 ・農耕作業用で、最高速度が35km/h未満のもの ・そのほか特殊作業用で、一定の規格以下、かつ最高速度が15km/h以下のもの	中央市税事務所軽自動車税係(右☎)
軽自動車 ・660cc以下(三輪・四輪のものなど) ・125ccを超え250cc以下のバイク	全国軽自動車協会連合会札幌事務所 北区新川5条20丁目 ☎768-3955
二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)	札幌運輸支局 東区北28条東1丁目 ☎050-5540-2001(テレホンサービス)

(以下は広告)

中小法人・個人事業者のみなさん

税金

税金・国保の納税、納付・税務調査

経営

経営改善・自主記帳

金融

融資実現・返済猶予

開業

新規開業・法人設立

諸手続き

労働保険・その他

札幌で50年以上の歴史 積み重ねた経験と実績 (みんしょう)

ひとりで悩まず 民商へ

民商(みんしょう)は「民商工会」の略称です

- 札幌中部民主商工会(中央区・南区) 281-2808
- 札幌北部民主商工会(北区・東区) 758-0371
- 札幌西民主商工会(西区・手稲区) 665-6150
- 札幌南部民主商工会(白石・厚別・豊平・清田区) 864-7117

コミュニティドーム「つどーむ」

全天候型のスポーツ・レクリエーション施設



軟式野球やテニスなどのスポーツ、展示会のほか、冬は雪まつり会場として利用されています。

[所在地] 東区栄町885

[利用料] 390円ほか

[詳細] ☎784-2106

[HP] www.shsf.jp/tsudome

■市税事務所の電話番号(所在地…84☎、地図…64☎、72☎、74☎、80☎)

★の税目は、市内全域を中央市税事務所が担当しています

事務所名	担当する区	担当課名	担当税目、業務など	電話番号	事務所名	担当する区	担当課名	担当税目、業務など	電話番号
中央市税事務所	中央区	納税課	市税証明・口座振替	211-3912	東部市税事務所	白石・厚別区	納税課	市税証明・口座振替	802-3912
			納税相談	211-3913				納税相談	802-3913
		市民税課	個人の市・道民税(給与からの特別徴収を除く)	211-3914			市民税課	個人の市・道民税(給与からの特別徴収を除く)	802-3914
			給与からの特別徴収による個人の市・道民税★	211-3075			固定資産税課	土地	802-3917
		諸税課	法人市民税★	211-3071				家屋	802-3918
			その他の市税★(事業所税など)	211-3073			納税課	市税証明・口座振替	824-3912
			軽自動車税★	211-3076				納税相談	824-3913
		固定資産税課	土地	211-3917				市民税課	個人の市・道民税(給与からの特別徴収を除く)
			家屋	211-3918			固定資産税課	土地	824-3917
			償却資産★	211-3079				家屋	824-3918
北部市税事務所	北・東区	納税課	市税証明・口座振替	207-3912	西部市税事務所	西・手稲区	納税課	市税証明・口座振替	618-3912
			納税相談	207-3913				納税相談	618-3913
		市民税課	個人の市・道民税(給与からの特別徴収を除く)	207-3914			市民税課	個人の市・道民税(給与からの特別徴収を除く)	618-3914
		固定資産税課	土地	207-3917			固定資産税課	土地	618-3917
			家屋	207-3918				家屋	618-3918

国税・道税

■所得税・相続税など国税の相談 ※面談は事前予約が必要な場合があります

相談窓口	管轄区域	所在地	電話番号
札幌中税務署	中央区の一部	中央区大通西10丁目第2合同庁舎	231-9311
札幌北税務署	北・東区	北区北31条西7丁目	707-5111
札幌東税務署	白石・厚別区	厚別区厚別東4条4丁目	897-6111
札幌南税務署	豊平・清田・南区	豊平区月寒東1条5丁目	555-3900
札幌西税務署	中央区の一部、西・手稲区	西区笈寒4条1丁目	666-5111

■事業税・不動産取得税・自動車税など道税の相談

相談窓口	税目	所在地	電話番号
札幌道税事務所 税務管理部	事業税、不動産取得税など道税(自動車税、自動車取得税を除く)	中央区北3条西7丁目道庁別館	204-5084
札幌道税事務所 自動車税部	自動車税、自動車取得税	北区北22条西2丁目	746-1190

(以下は広告)

市のイベントなどのお知らせ情報は
地デジのデータ放送と
スマホアプリでチェック!

毎週水曜日に情報を更新しています

市のイベント情報を施設やジャンルごとに探せるほか、市コールセンターや救急安心センターなど、知っておくと便利な窓口が確認できます。

【詳細】広報課 ☎211-2036

■地デジのデータ放送



STV5チャンネルに合わせてdボタンを押し、画面右側に表示される「札幌市からののお知らせ」を選択

■スマホアプリ「iさっぽろ」



公式アプリストアで「iさっぽろ」と検索するか、右のQRコードからインストール

